

学術集会共催・後援に関する規約

一般社団法人西京医師会が共催または後援する講演会、勉強会、セミナー等学術集会に関し、以下のとおり運用について取り決める。

I 共催

1. 当会主催で企画する学術集会において、必要があれば、日本医師会、京都府医師会、医療機関、他地区医師会等関係団体、介護保険等関係施設、行政等関係機関、製薬会社等に共催を依頼することができる。
2. 会主催者（主幹）より共催依頼があり、学術集会の内容が会員の利益につながると判断する会は、西京医師会共催とする。
3. 会主催者（主幹）より共催依頼があり、会主催者（主幹）以外に開催に関わる医療機関、医師会等団体、介護保険施設、行政関係機関、製薬会社等があれば、原則として連名の共催とする。
4. 会主催者（主幹）より共催依頼を受け共催とする学術集会には、当会は運営上の責を負わないものとする。
5. 原則として定例理事会での協議承認を要するものとする。
6. 共催する学術集会は、日本医師会生涯教育制度の生涯教育講座としカリキュラムコードおよび単位を設定し日本医師会に申請することができる。

II 後援

1. 当会主催で企画する学術集会において、必要があれば、日本医師会、京都府医師会、医療機関、他地区医師会等関係団体、介護保険等関係施設、行政等関係機関、製薬会社等に後援を依頼することができる。
2. 会主催者（主幹）より後援依頼があり、当会がその学術集会の開催に賛同し、学術集会の内容が当会会員にとって意義があると考えられるものについては、後援団体として西京医師会名義の使用を認める。
3. 後援とする学術集会には、当会は運営上の責を負わないものとする。
4. 後援名義使用の会においては収益を目的としない。
5. 原則として定例理事会での協議承認を要するものとする。
6. 後援する学術集会への日本医師会生涯教育制度の生涯教育講座カリキュラムコードならびに単位の設定および日本医師会への申請は、当会では行わない。ただし学術集会の内容が日本医師会生涯教育制度に適応し、会員の利益につながり、地域医療の発展に寄与するものと理事会が判断した場合はこの限りではないものとする。

一般社団法人西京医師会
平成 29 年 9 月 15 日制定
平成 30 年 9 月 21 日改定
令和 6 年 7 月 19 日改定
令和 8 年 7 月 17 日改定

附則

- 1) 日本医師会生涯教育講座とする場合、カリキュラムコード及び単位は日本医師会生涯教育制度に基づき、担当理事または学術委員会が学術集会ごとに定める。
- 2) 講師謝金、交通費等はその学術集会の主幹たる機関が定める。
- 3) 当会が共催または後援する学術集会では、主幹機関は事前に企画書、案内状等を当会に提供しなければならない。
- 4) 当会が共催または後援する学術集会で、日本医師会生涯教育講座とする場合、会主催者（主幹）は、学術集会終了後ただちに当会に芳名簿を提供しなければならない。
- 5) 当会が共催または後援する学術集会で、特に生涯教育講座の対象となるものは、演者の許可を得た上で、西京医師会報または会報に準ずる発行物に、その記録あるいは抄録を掲載する。
- 6) 本附則は平成 30 年 9 月 21 日より施行する。

細則

- 1) 当会が共催する学術集会は原則 1 日 1 件とする。後援は 1 日の件数を制限しない。
- 2) 当会が主催する会(新春文化講演会・祝賀会、定時社員総会、検診事業検討会、症例報告会、学術講演会、認知症区民公開講座、区民公開講座等)の開催日は、会終了後の学術講演会を除いて共催は行わない。(令和 8 年 7 月 17 日改正)
- 3) 原則として、学術集会開催月の 2 か月前迄の常任理事会・定例理事会での協議承認を要するものとする。ただし常任理事会の 3 日前までに申請を受けた会(先着順)のみを対象とする。また、仮予約中の学術集会についても、常任理事会の 3 日前までに企画書、案内状等の提供がない場合は取消しとする。
- 4) 区内の各病院が開催する地域連携に関する催し等は、速やかに日程を連絡する。
- 5) 本細則は令和 6 年 7 月 19 日より施行する。

附則（令和 8 年 7 月 17 日改正）

細則 2）は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。